

平成 23 年度第 1 回奈良県文化財保護審議会開催の案内

- 1 日時：平成 23 年 10 月 24 日（月）
午後 1 時 30 分開会、終了予定時刻は午後 4 時を予定
- 2 場所：公立学校共済組合「春日野荘」 会議室「^{うねび}畝傍」
奈良市法蓮町 7 5 7 - 2
- 3 議題：（1）新たに国指定となった文化財について（報告）
（2）会長及び副会長等の選出について
（3）平成 2 3 年度奈良県指定文化財指定の諮問について
- 4 公開・非公開の別
公開部分：上記議題の（1）及び（2）
非公開部分：上記議題の（3）
- 5 傍聴手続
（1）定員 5 名
（2）受付
傍聴希望者は、10 月 18 日（火）昼 12 時までに、別紙傍聴申込書に記入のうえ、FAX
または E メールでお申し込み下さい。
Eメールの場合は、メール件名に、「審議会傍聴」と明記して、本文に、①氏名
②住所 ③連絡先電話（緊急連絡時のため）を記入して送信して下さい。
6 名以上の申し込みがあった場合は、抽選により決定させていただきます。
結果は 20 日（木）17 時までに、F A X または E メールでお知らせします。
F A X 番号：0742-27-5386
E メールアドレス：bunkaz@office.pref.nara.lg.jp
(エルジー)
- （3）注意事項
傍聴に当たっては、「奈良県教育委員会会議傍聴規則」の第 3 条及び第 6 条に記載
された内容を守っていただくことになります。
- 6 問い合わせ先
奈良県教育委員会事務局文化財保存課総務係 電話 0 7 4 2 - 2 7 - 9 8 6 4

<参考>

奈良県教育委員会会議傍聴規則（抜粋）

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- 一 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者
- 二 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- 三 鉢巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- 四 ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者
- 五 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- 六 酒気を帯びていると認められる者
- 七 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある者

第六条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- 一 みだりに席を離れないこと。
- 二 飲食及び喫煙をしないこと。
- 三 議事に対して批評を加え、又は可否を表わさないこと。
- 四 私語、談話又は拍手等をしないこと。
- 五 携帯電話機及びポケットベルについては、使用できないよう電源を切ること。
- 六 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。